

一般財団法人フソウ育英会

個人情報管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人フソウ育英会（以下、「当財団」という。）「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して、当財団の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより、個人情報を適切に保護することを目的とする。

(用語および定義)

第2条 本規程で用いる主な用語の定義は次のとおりとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

(2) 本人

個人情報によって識別される、生存する特定の個人

(3) 役職員等

当財団に所属するすべての理事、監事、評議員および職員

(4) 個人情報管理責任者

代表理事によって当財団の内部から指名された者であって、個人情報保護の実施および運用に関する責任および権限を有する者

(5) 個人情報の事故等

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩など、個人情報管理において予防すべき事故等

(適用範囲)

第3条 本規程は、当財団において、コンピュータシステムにより処理されているか否か、および書面に記録されているか否か等を問わず、事業の用に供しているすべての個人情報を対象とする。

2 本規程は、全ての役職員等に適用する。また、退職後においても、在任または在職中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

(個人情報管理責任者)

第4条 代表理事は、本規程の内容を理解し実践する能力のある者を、個人情報管理責任者として1名指名するものとする。

2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施および運用を図り、個人情報等の事故が生じることのないよう管理しなければならない。

(利用目的の特定)

第5条 個人情報の取得は、当財団の正当な事業の範囲内で、利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

(適正な取得)

第6条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により、利用目的の範囲内に限り行うものとする。

(個人情報の提供)

第7条 個人情報は、法令で定める場合を除き、これを第三者に提供してはならない。

2 前項の定めに関わらず、当財団は、次に掲げる条件を満たす受託者に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内で、個人情報を当該受託者に提供することができる。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営んでいると認められる者であること

(2) 個人情報保護に関し、この規程同等以上の規程を有し、かつその適正な運用および実施がなされていると認められるものであること

(3) 当財団との間で、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締約し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、当財団が当該受託者に課した個人情報の管理業務が確実に遵守されるよう、適時に確認および指導を行うものとする。

(正確性の確保)

第8条 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(安全管理措置)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の事故等に関するリスクに対して、技術面および組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

(役職員への教育・指導・監督等)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報の事故等の防止と安全管理が図られるよう、個人情報等を取り扱う役職員等に対して必要かつ適切な教育・指導・監督を定期的に行なわなければならない。

(開示・訂正・削除等の対応)

第11条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者（個人情報を取り扱う業務の受託者等）に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用または提供の拒否)

第12条 当財団が既に保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 当財団の定款、規程、規則等に定めのある場合、または当財団の事務管理または事業実施記録

として必要な場合

(3) 本人または公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第13条 個人情報管理責任者は、当財団の個人情報の取扱いに関する苦情への遅滞なく適切な処理のため、必要な窓口を設置するなど必要な体制を整備しなければならない。

(通報および調査義務等)

第14条 役職員等は、個人情報の事故等が現に発生、またはそのおそれがあることに気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の事故等について通報その他の手段により知り得た場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告および対策)

第15条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

(1) 漏洩した情報の範囲

(2) 漏洩先

(3) 漏洩した日時

(4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応および対策を講じるとともに、再発防止策を策定し速やかに実行しなければならない。

(改定)

第16条 本規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

付 則

(施行期日)

この規程は、2019年6月1日から施行する。